



MEDICAL PRACTICE SEMINAR NO.5

医療行政・経営情報から金融税制に関する情報まで、
医業に関する様々な情報をお伝えします。

相続税及び贈与税の税制改正のあらまし



1. 改正の背景、経緯

相続税は、死亡した人の財産を相続または遺贈（遺言によるもの）により取得した際に、取得した財産の価値を基に課される租税であり、一方贈与税は個人からの贈与により財産を取得した際に、取得財産の価格を基に課される租税であり、相続税を補完するものです。

相続税の役割は、富の集中を抑制し再分配することですが、税収は平成3年の3.9兆円から平成24年の1.2兆円まで減少する等、課税対象となる人が少なく富の再分配機能が低下しています。そのため平成25年度の税制改正で一部が改正され課税が強化されることになりました。

また、贈与税は相続税に合わせ最高税率が引き上げられますが、親・祖父母から子・孫への資金移転を促し消費の活性化を図るため、負担を軽減する改正となっています。

新しい税制は平成27年1月1日以後

の相続・遺贈、贈与により取得する財産に適用されます。

2. 相続税改正の内容

はじめに、相続税の計算方法を説明します。相続税の計算は大きく3つのステップに分けられます。まず、1つ目のステップとして、課税価格合計額（土地・建物の評価額や預金等から負債や非課税財産を引いた金額）から「基礎控除額」を差引き、課税遺産の総額を求めます。次のステップは、課税遺産の総額を法定相続分で按分した額に相続税の税率を適用し、相続税の総額を求めます。ここで注意すべき点は、基礎控除額を差引いた課税遺産総額に税率を適用するのではなく、法定相続分で按分した額それぞれに税率を適用し計算するという点です。そして最後に、相続税の総額を実際の相続割合で按分し、配偶者控除等の税額控除を差引くと各々の相続税納付額になります。〔図表1〕

今回の相続税の改正項目は、①基礎控除額の引き下げ、②最高税率の引き上げ、③未成年者税額控除・障害者税額控除の引き上げ、④小規模宅地等の特例について適用となる面積等の見直しの4つです。①基礎控除額は改正前5,000万円+（1,000万円×法定相続人の数）ですが、改正後は3,000万円+（600万円×法定相続人の数）となり、基礎控除額が大幅に減少します。

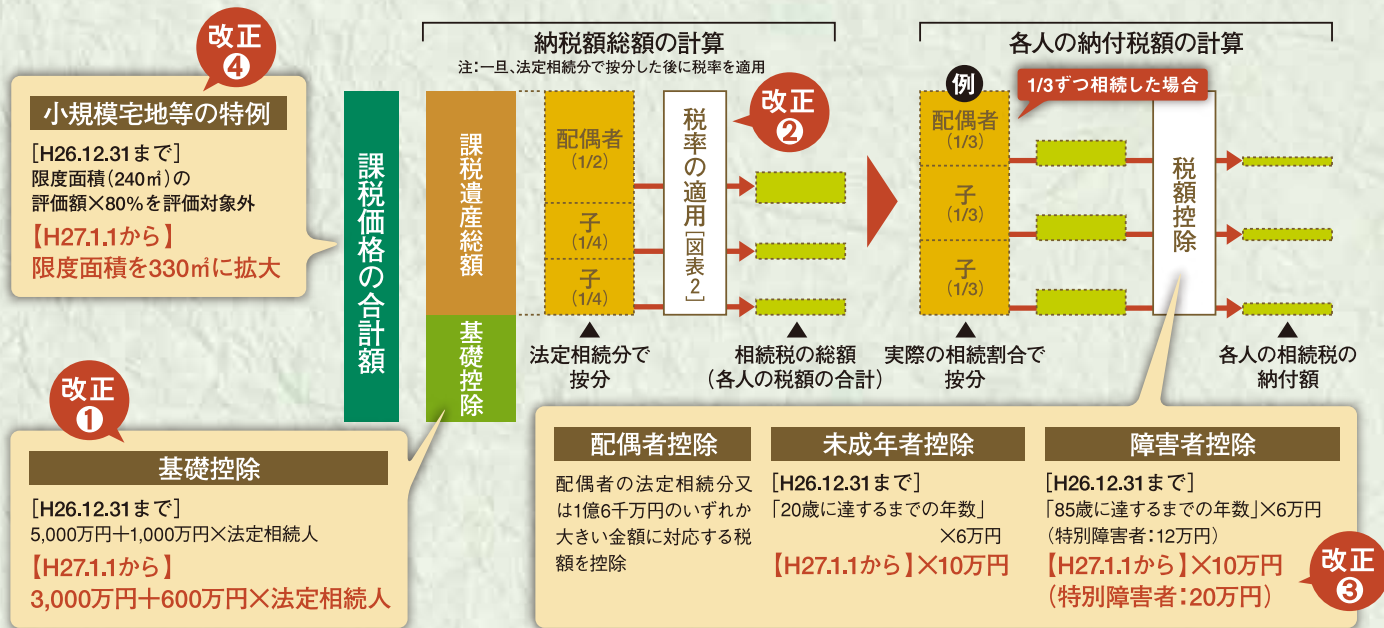
(例) 想定相続人が配偶者と
子2人の場合の基礎控除額

■ 改正前 [H26.12.31まで]
5,000万円+（1,000万円×3）=8,000万円

■ 改正後 [H27.1.1から]
3,000万円+（600万円×3）=4,800万円

この改正で課税対象者は増加し、特に大都市圏で影響が大きく、地価の高い都市部に自宅を所有していれば相続税がかかると言われるほどです。ま

[図表1] 相続税の仕組み(例:配偶者と子ども2人が1/3ずつ相続した場合)



参考:財務省資料

た、②最高税率は50%から55%に引き上げられ、富裕層への増税となります。[図表2]

以上のように①と②は増税となる改正ですが、一部配慮がなされた項目もあります。実際の相続割合で按分した後の金額から一定額を差引く③未成年者税額控除は20歳までの1年につき6万円が10万円に、障害者税額控除は85歳までの1年につき6万円(特別障害者は12万円)が10万円(特別障害者は20万円)にそれぞれ引き上げられます。④小規模宅地等の特例は、亡くなった方の自宅等がある場合に一定の要件のもとで限度面積分の評価額×80%まで土地が課税の対象外となる制度です。今回、居住用の宅地等の限度面積が240㎡から330㎡となり、対象外となる面積が増えるため税負担は軽減されます。また、これまで合算できなかった特定事業用等宅地等400㎡と合算可能になり、最大730㎡まで課税対象外になったため、継続する事業がある場合はより有利になります。

3. 贈与税改正の内容

贈与税の制度は「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」の2つです。暦年贈与は年間合計110万円までの贈与が非課税で、超過した分が課税対象です。税率は超過した金額により変わ

ります。相続時精算課税制度は一定の要件のもとで2,500万円まで贈与税が非課税、超過した部分に対しては税率20%となる制度ですが、注意点は一度選択すると暦年課税に戻せないこと、相続時には贈与した金額が課税対象の財産に含まれることです。メリットが無いようにみえますが、相続時に財産の価値が上がっていても贈与した時点の価値で計算されるため、価値が上昇した分が節税できます。

今回の贈与税の改正項目は、暦年贈与の税率構造見直しと相続時精算課税制度の要件緩和です。暦年贈与

(例) 父親から500万円の贈与(暦年課税)を20歳以上の子が受けた場合の贈与税

■ 改正前 [H26.12.31まで]
(500万円-基礎控除110万円)×20%-25万円
=53万円

■ 改正後 [H27.1.1から]
(500万円-基礎控除110万円)
×15%-10万円=48万5千円

は、相続税の改正に対応し最高税率が50%から55%になります。一方で、税率を親・祖父母から20歳以上の子・孫へ贈与した場合の「特例贈与財産」とそれ以外の「一般贈与財産」の2つにわけ、特例贈与財産では負担を大幅に軽減しています。[図表3]

[図表2] 相続税の税率

課税価格	改正前		改正後[H27.1.1から]	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下			45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

[図表3] 贈与税(暦年課税)の税率

基礎控除後の課税価格	改正前		改正後[H27.1.1から]			
	税率	控除額	特例贈与財産	控除額	一般贈与財産	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円			20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円	20%	30万円	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	50%	225万円	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下			45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超 4,500万円以下			50%	415万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円	55%	400万円

相続時精算課税制度の要件緩和は贈与者の年齢要件が65歳以上から60歳以上になります。また、受贈者も改正前の20歳以上の贈与者の推定相続人に孫が追加されました。

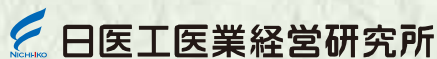
このように暦年贈与は最高税率が上昇する一方、子や孫等、直系卑属への贈与は大幅な負担軽減となっています。また、相続時精算課税制度も祖父母から孫への贈与が対象に加わり、高齢者が保有する資産の早期移転を促す改正となっています。

4. 事業承継税制の改正

事業承継税制は会社の後継者が先代の経営者から非上場会社の株を譲り受けた際の相続負担を軽くする目的で平成21年に創設されましたが、適用要件の厳しさから想定していたほど利用が進んでいませんでした。そのため、平成25年度の税制改正において事業承継税制も改正されました。これまで必要だった経済産業大臣への事前確認を廃止したり、親族間での承継が必要だったものを親族

に限らず適用可能にしたりする等、制度の使い勝手を高める見直しが行われました。ただし、医療法人の出資金はこの制度の対象ではないため、認定医療法人制度が創設され、平成26年10月1日よりスタートしています。

医療法人制度



<認定医療法人制度>

平成19年度の医療法改正で、出資持分の払い戻し請求権を有する「持分あり医療法人」の新設が認められなくなり、新たに医療法人を設立する場合は「持分なし医療法人」のみとなりました。厚生労働省は医療法人の非営利性を明確にするため持分なし医療法人への移行を勧めていますが、まだ多くの「持分あり」が残っています。2014年3月末の医療法人数は49,889法人ありますが、持分あり医療法人が41,476法人、財団を含む持分なし医療法人が8,413法人となっています。持分なし医療法人は増えてきましたが、まだ医療法人の8割以上が持分あり医療法人となっています。

医療法人の“持分”は出資者にとって重要な財産であるため、持分の放棄は難しい選択になります。また出資者が死亡した場合は、その持分に相続税が掛かるため、相続納税者が多額となる納税のために持分の払い戻し請求を行う事案が増える可能性があります。しかし医療法人は払い戻し請求に応じると、医療機関存続が困

難になるケースも起こり得ます。

将来的には全ての医療法人を「持分なし」とする方向で医療法人改革は進んでいますが、思うように移行が進まないため、これから予想される“相続問題”等に対応するため、厚労省は平成26年10月1日から持分なし医療法人への移行計画の認定制度(認定医療法人制度)を開始し、パンフレットも作成して周知を進めています。

①税制優遇制度

認定医療法人制度により認定を受けている持分あり医療法人は、相続や贈与が発生しても納税が猶予されます。またそのまま(認定を受けてから)3年以内に持分なし医療法人に移行すれば、納税免除になります。なお相続に限っては、相続が発生してから10か月以内に認定を受ければ、認定制度の対象になります。

贈与の場合は事前に認定を受ける必要がありますが、相続の場合は事案が発生した後で認定を受けても対象となります。しかし申請から認定までは数か月を要しますので注意が必要です。

②融資制度[図表4]

出資金の払い戻し請求について資金調達が必要になった場合に独立行政法人福祉医療機構により低利で融資が受けられる制度です。

貸付限度額は2億5,000万円、償還期間は8年(うち据置期間1年以内)となります。ただし貸付条件として、「国の移行計画の認定を受け、持分なし医療法人への移行期間中の医療法人であること」、「資金の貸付けにあたり事前審査及び本審査を受ける必要があること」、「通常の経営安定化資金とは併用が出来ないこと」があります。

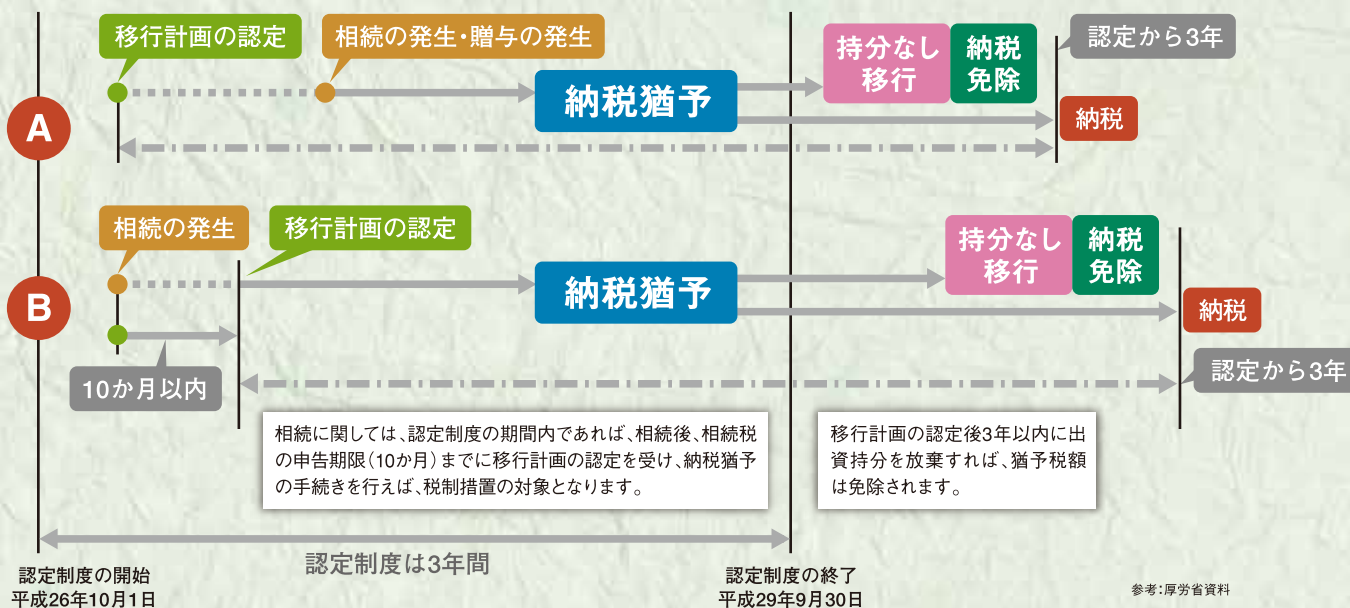
③その他

同族経営や特別の利益供与などがあった場合には、医療法人に贈与税が課税される場合がありますので、注意が必要です。

詳細については厚生労働省のホームページでも確認できますのでご参考ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyoukeiei/anteika.htm>

[図表4]認定制度の流れ



さらに医療法人改革として以下のことも議論が進められています。

<地域連携型医療法人>

(非営利ホールディングカンパニー型法人)

社会保障制度改革国民会議などからの「病床の機能分化・連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するために、医療法人等が容易に再編・統合できるよう制度の見直しを行う」の提言を受けて、非営利ホールディングカンパニー型法人の法制化について話し合われています。

地域医療ビジョンが進められるなかで、利害関係が絡む病院機能の調整が容易になり地域包括ケアシステムの構築も進むと考えられています。

「理念の共有」「意思決定の共有」「ヒトの活用」「カネの活用(融資)」「ヒトの活用(異動、研修)」「モノの活用(関連企業への出資)」などがメリットとして挙げられていますが、「経営の独自性」など、問題を指摘する声もあります。その中で「地域連携型医療法人(仮称)」が提案され、制度化に向けて議論が進んでいます。

<医療法人の分割>

株式会社などで認められている法人の分割は、医療法人では認められていません。医療法人を分割することについては、「持分あり」で分割を行うと新たな「持分あり」が新設されることになるため、持分なし医療法人(社団・財団)に限って認めることで調整が行われています。

会社概要

株式会社日医工医業経営研究所

社名 株式会社日医工医業経営研究所(略称 日医工MPI)
Nichi-Iko Medical Practice Institute Co.,Ltd.

設立 2011年9月1日

所在地 〒930-8583
富山県富山市総曲輪1丁目6番21号
TEL:(076)442-1364
FAX:(076)415-1600

株式会社北陸銀行

社名 株式会社北陸銀行
THE HOKURIKU BANK, LTD.

設立 1943年7月31日(創業1877年8月26日)

所在地 〒930-8637
富山県富山市堤町通り1-2-26
TEL:(076)423-7111
FAX:(076)423-7523